

岩手県九戸郡野田村大字玉川第2地割14番地

下安家漁業協同組合

令和5年6月27日付けで申請のあった内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により認可します。

令和5年9月1日

岩手県知事 達増 拓也



（漁業の承認及び漁業料の納付）

第2条 漁業権区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合長の委託を受けた指定販売所（以下「指定販売所等」という。）又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）に第7条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等、及び、承認又は組合等により公表するものとする。

（遊漁の方法及び期間）

第3条 次の表の7欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ1欄に掲げる遊漁の方法により、7欄に掲げる区域及び工務に附する期間中であり得るものとする。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	放釣、ふく釣り	野田村と岩手町の町域からト源の荒井区域	8月1日から10月31日まで
うなぎ、いわな	放釣、船釣り	同上	3月1日から9月30日まで
さくらます	同上	同上	3月1日から6月30日まで
うなぎ	船釣り	同上	3月1日から8月31日まで
ふぐい	船釣り、船釣り	同上	3月1日から12月31日まで
かしこ	同上	同上	8月1日から9月30日まで
もぐすかに	船釣り	同上	6月1日から12月31日まで

3 組合は、水産動物の資源保護又は漁業向上を必要と認める場合は、前項の各欄に定める遊漁を制限することができる。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。



下安家漁業協同組合内共第3号 第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 令和5年9月/日

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場のうち、野田村と岩泉町の町村境から下流の区域（以下「漁場」という。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合の委託を受けた指定販売所等（以下「指定販売所等」という。）又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）に第7条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等は、毎年、新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り、どぶ釣り	野田村と岩泉町の町村境から下流の免許区域	8月1日から10月31日まで
やまめ、いわな	餌釣り、擬餌釣り	同上	3月1日から9月30日まで
さくらます	同上	同上	3月1日から6月30日まで
うなぎ	餌釣り	同上	3月1日から8月31日まで
うぐい	餌釣り、擬餌釣り	同上	3月1日から12月31日まで
かじか	同上	同上	6月1日から9月30日まで
もくずがに	餌釣り	同上	6月1日から12月31日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

表中の物標

ア点 九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱（TV共聴17）

イ点 九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱（TV共聴18）

区域	期間
下安家大橋橋脚下流端からア点及びイ点を結んだ線までの区域	1月1日から12月31日まで
ア点及びイ点を結んだ線から上流側に位置する中州（下安家さけ・ますふ化場が立地）と岩手県道273号安家玉川線に挟まれた安家川左岸の分流（通称：淀川）	
ア点及びイ点を結んだ線から上流1,800メートルまでの区域	1月1日から4月30日まで
ア点及びイ点を結んだ線から上流500メートル（通称：上坂）までの区域	9月17日から9月26日まで

(漁具又は漁法の制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる漁具又は漁法により、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、水産動物を採捕してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 期間
撒餌漁法（容器を使用する場合を含む）	野田村と岩泉町の町村境から下流の免許区域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
やまめ（ひかりを含む）、いわな、うぐい	13センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とし、中学生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。

区分	水産動物	漁具・漁法	遊漁料	
			日券	年券
全魚種	あゆ	友釣り、どぶ釣り	1,500円	8,500円
	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、かじか	餌釣り、擬餌釣り		
	うなぎ、もくずがに	餌釣り		
雑魚	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、かじか	餌釣り、擬餌釣り	1,000円	6,000円
	うなぎ、もくずがに	餌釣り		

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生以下、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）を除き日券額と同額を加算した額とする。
- 3 第1項の中学生及び肢体不自由者にあつては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

（特設釣場及びつかみどり漁場）

第8条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、いわな及びにじます特設釣場及びつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等又はオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号で承認する内容を記載する書面又は表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

- 2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（共通遊漁の承認等に関する事項）

第10条 漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

区分	水産動物	漁具・漁法	遊漁料	
			個人	団体
全魚種	あゆ	友釣り、どぶ釣り	24,000 円	21,600 円
	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、かじか	餌釣り、擬餌釣り		
	うなぎ、もくずがに	餌釣り		
雑魚	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、かじか	餌釣り、擬餌釣り	17,000 円	15,200 円
	うなぎ、もくずがに	餌釣り		

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。

岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階

岩手県内水面漁業協同組合連合会

- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。

- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第7条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 11 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、承認証（オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面）を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄に掲げる期間中は川底をかくはんしてはならない。

表中の物標

ア点 九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱（TV共聴17）

イ点 九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱（TV共聴18）

区域	期間
ア点及びイ点を結んだ線から上流 500 メートル（通称：上坂）までの区域	9 月 27 日から 10 月 31 日まで

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第 13 条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式第1号 遊漁承認証

表		No.
遊漁承認証		
下記の通り遊漁を承認します。		
記		
遊 漁 者	(住所)	(年齢)
	(氏名)	
認証期間		
魚 種		
漁具漁法		
遊漁区域		
遊 漁 料		
発行者		
下安家漁業協同組合		印

裏
○注意事項
・ 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。
○当組合が行っている増殖事業
・ この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、岩手県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。
○当組合が行っている漁場管理
・ 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。

様式第2号 県内共通遊漁承認証

No.	年	県内共通遊漁承認証
写 真	遊 漁 者	
	団体名	
	住 所	
	氏 名	
	年 齢	
1. 有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日 2. 魚 種 3. 遊漁料 4. 交付年月日		
岩手県内水面漁業協同組合連合会 印 電話		

注 遊漁の区域、方法等は「遊漁のしおり」を参照のこと。

様式第3号 漁場監視員証

表

漁場監視員証		No.
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
(氏名)	(年齢)	
(住所)		
有効期間		
発行者		
下安家漁業協同組合		印

裏

注意事項
1. 漁場監視員は巡回監視にあたって組合員又は遊漁者に対し監視員証を提示すること。
2. 有効期間が満了した監視員証は必ず組合に返納すること。
3. 有効期間中に監視員が組合員資格を失効(死亡を含む)した場合は監視員証を必ず組合に返納すること。

第 1 項

第 2 項

取 扱 意 料

取 扱 意 料

員合時丁と式ある時議同族の員時議同族、
 ころす承継き員時議同族の依り答應並に又
 合時である員時議同族の依り中間限候者
 候次第員合時合時同族の中間限候者
 する員時議同族合時式（ひ合き式）
 ころす承継き合時

まところある員時議同族の合時並に答の依り
 ころす承継き

(議中)

(議中)

(議中)

中間限候者

答の依り

明

合時同族同族同族

